

通告4番目、14番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 14番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて質問を行います。

まず初めに、投票率向上のための環境改善策を、です。

全国的に投票率は低下の一途をたどり、本市では増減はあるものの、県内の自治体と比べ、どの選挙でも投票率が低い状況にあります。令和7年2月に行われた市議会議員選挙では、過去最低の39.51%、6月に行われた県知事選挙、前回よりも1ポイント下がって28.94%、7月に行われた参議院選挙は、前回よりも8.05アップし、54.46%でした。

投票率向上の重要性は、投票率が低いと国民の声が政治に反映されにくくなるため、民主主義の基盤が弱まる危険性があります。政治への無関心や投票率の低下など、民主主義の根幹を揺るがす問題が顕在化している状況を変えるため、多様な取組が全国の自治体でも展開されております。岩出市でもさらなる対策が必要です。

そこで、まず市議選、知事選、参議院選挙での投票率、年代別について、お聞きをしたいと思います。

次に、選挙に行かない理由については、選挙にあまり関心がなく、自分が投票してもしなくとも世の中は変わらないなど、市民の中にも、また報道等でも耳にすることがあります。また、最近多くなってきているのは、市民の方から、投票に行きたいけど、投票に行くまでが大変になってきている。歩いていくのも困難になってきたなどのそうした高齢化が進むにつれ、多く聞かれるようになりました。

投票率を上げるための具体的な方法は、政治並びに選挙への関心を高める意識向上を図ること、投票所に行きやすい環境を整えることが必要です。他の自治体で取り組まれているところを調べると、先ほどもありましたが、商業施設のほかに、大学、高校、公的病院への移動式期日前投票所の開設や、投票日では、住民登録をしている区域に関係なく投票ができる共通投票所の開設、また期日前、あるいは投票日において、移動が困難な高齢者や障害者に対し、無料巡回バスの運行や乗り合いタクシーによる送迎、民間タクシーの交通費無償化、投票所の設備を備えた車での移動巡回、啓発活動では、高校生や大学生を期日前投票立会人として起用、また学生と選管、明るい選挙推進協議会の連携による若者の投票率向上プロジェクトの立ち上げ、写真をSNSで発信してもらえるよう、投票に行ってきましたの看板の設

置など、様々な取組事例がたくさんありました。どの自治体も投票率向上のために、独自の対策、環境改善に向け、対策を講じています。

そこで、岩出市では、現在どのような基準に基づき投票所を設置しているのか。投票率向上のための取組についてをお聞きをしたいと思います。

○玉田議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

市長。

○中芝市長 市來議員ご質問の投票率向上のための環境改善策を、についてお答えをいたします。

民主主義の根幹である選挙の投票率の向上は、非常に重要なものであることは言うまでもありません。市といたしましては、これまで選挙管理委員会を中心となって、投票率向上に向け取組を行ってきたところですが、残念ながら、無関心層への効果的な対策となっていましたと考へています。

しかしながら、本年7月に行われた参議院選挙では、投票率が前回を大きく上回っており、市民の政治への関心が徐々に高まりつつあるとも言えます。今後はこの流れを切らさぬよう、若者から高齢者まで全ての世代が投票に行くことができる、また行きたいと思える環境整備を進めてまいります。

ちなみに、平成8年の町長選挙の投票率67.6%、8年の町会議員の投票率は62%だったと思います。当時の人口が4万5,000人足らず4万4,000台、高齢化率が8.7%ということは、岩出市そのものが環境が大きく変化してきているというのも大きな原因やということあります。

当時、町会議員さんが22名、市來議員さんとは3名のメンバーがありました。今、残念ながら1名。環境の変化というのも大きな影響がありますが、できるだけ投票率向上に行政も努めていきたいと思います。よろしくお願いします。

○玉田議長 行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市來議員ご質問の1点目、市議選、知事選、参院選での投票率は、年代別についてお答えいたします。

年代別の投票率につきましては、議員への報告データとして、一部の投票所のみ集計したものですとありますが、令和7年6月執行の県知事選挙については、全体の投票率が28.94%のところ、10代は12.05%、20代は11.11%、30代は20.17%、40代は21.51%、50代は26.87%、60代は30.92%、70代以上は42.77%でした。

令和7年7月執行の参議院選挙については、全体の投票率が54.46%のところ、10代が39.13%、20代は37.14%、30代は50.0%、40代は44.93%、50代は61.4%、

60代は58.26%、70代以上は65.91%でした。

なお、令和7年2月執行の市議会議員選挙につきましては、県への報告が不要であるため、同様の投票率を集計したデータはございません。参考といたしまして、期日前投票における年代別投票率は、全体で12.93%であったところ、10代は6.75%、20代は5.76%、30代は7.63%、40代は10.06%、50代は12.27%、60代は17.24%、70代以上が19.78%となっております。

次に、2点目の現在どのような基準に基づき投票所を設置しているのか、についてお答えいたします。

投票場は期日前投票所が1か所、当日投票所が18か所で、それぞれの場所につきましては、投票所として使用できる公共施設や自治会施設があることを前提に、地域の有権者数や立地等を考慮して決定したものです。

次に、3点目の投票率向上のための取組は、についてお答えいたします。

選挙管理委員会では、これまでも投票率向上のために各種啓発活動を行ってきたところです。街頭啓発やチラシ作成等、従来の啓発活動に加え、最近はウェブサイトやSNSの活用にも力を入れております。また、前回の県知事選挙から、投票立会人の募集について、年齢要件を撤廃したり、スマートフォンから応募ができるようしたりと、幅広い年代の有権者が選挙に関わる機会を増やす取組も進めております。

加えて、市長選挙、市議会議員選挙における選挙公報の導入についても、現在検討中であります。実現すれば、有権者の選挙に対する注目度がさらに高まるものと考えております。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 参考にしていただけたらと思っているんですが、今回、年代別の投票率について、参議院選挙と衆議院選挙の過去の分ですが、これは総務省が出している推移について出させていただいたんです。こうした結果を見ると、若年層のほうが当然低いような状況で、高齢者というか、大体年代的にも50代、60代が非常に多いという形にはなるんですが、国政選挙の出している分で見ても、いずれの選挙でも、ほかの年代と比べて若年層の投票率は低い水準にとどまっています。また、70代以上となっていますが、こちらも徐々に低下をしてきています。

ここには、実はもう一つの投票率の低い年齢セクターというのがあることを指摘する専門家がいました。80代以上では、さらに投票率が低くなるという傾向がある

ということです。こちらは70代以上にまとめられていますので、それ以上の調べがないんですが、そこには80代以上では、さらにまた投票率が減るということです。全体の投票率を向上させるためには、10代、20代の若年層、また、移動手段の制約や健康上の問題を抱えやすい80代以上の高齢者層の投票を促進する取組が、特に重要であると考えています。

先ほども参議院選挙では、若年層の投票率も上がった等々も含めまして言われておりますが、投票率を上げるためにには、さらに80代以上の高齢者の投票を促進する取組というのも重要であると考えます。

参政権保障の観点から、高齢者や障害者の投票機会を確保する必要があり、国は国政選挙において、循環バスやタクシー券配布など、投票所までの移動手段を提供する自治体の移動支援事業を全額補助をしています。また、希望する施設や自宅前で投票できる循環投票制度、移動期日前投票は、なりすまし投票を防ぎ、投票の秘密や自由意思の投票を確保する点でも有効だと考えます。

高齢者や障害者の事前の申込みで、自宅前で投票できる移動期日前投票も、国政選挙では経費を全額国庫負担することを明確にしております。

岩出市でも、投票率、もちろん投票の向上をするためには、政治への関心というのを大きく高める必要がありますが、しかし、投票に行きたい。しかし、行けない。体の問題で行けないといった方々にも対応していくことが必要だと考えますので、この点については、先ほども言ったタクシー券の配布など、また巡回の投票のできる制度などを活用して、投票できるような取組を岩出市でも求めたいと思いますが、その点についてお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長　市來議員の再質問にお答えいたします。

移動式投票所や高齢者等へのタクシー補助についてですが、現在、いずれも現時点での導入予定はございませんが、他自治体での導入事例、それから最新情報を収集し、導入する場合の課題の洗い出しや解決方法を調査していきたいと考えております。

○玉田議長　再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員　調査するというふうにもおっしゃっていらっしゃるんですけど、これも始まってからなんんですけど、この間行われた参議院選挙でも、かなり多くの自治体

がこちらの制度を使いながら、タクシー券ですね、使ったり、移動の投票制度、巡回投票の制度を活用されているというところがあります。

岩出市でも、調査というよりも、実際に国政選挙であれば全額補助ということであれば、こうした取組をしっかりと取り組んでいくというような、明確にそういうことは言えませんか。どうでしょうか。その点についてお聞かせください。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

行政委員会事務局長。

○西浦行政委員会事務局長 市來議員の再々質問にお答えいたします。

移動式投票所、こちらのほうは、本来の趣旨といたしましては、投票所を統廃合した一部山間地域に対応するためのものと認識しております。こちらの導入に関しましては、車両の購入や維持、システムの構築、関連費用、事務に従事する職員や投票立会人の確保、それから二重投票を防ぐための手だての構築、さらには運用方法などが大きな課題となってきます。

また、タクシー補助につきましては、身体障害者を対象とした福祉タクシーや押川・境谷地区の住民を対象としたタクシー券交付事業がございますが、選挙に限定した制度の導入に対しましては、種々の検討が必要であると考えておりますので、現在のところ導入の予定はございません。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 2つ目は、空き家、空き地、また休耕田の雑草等に対する適切な管理について質問を行いたいと思います。

人口減少社会を迎える中で、空き家だけでなく、空き地も今後増加することが見込まれ、空き家、空き地の増加が社会問題となる可能性があると懸念をされています。また、高齢化による休耕田などの増加も起こってきます。これと同時に、所有者不明の土地も増加すると見込まれ、所有者不明土地の解消に向けた民事基本法制の見直しも行われました。空き家についても対策や事業の取組を進めているところだと思います。雑草等に対する困り事は、土地の所有者不明だけでなく、所有者が遠方に住んでいる方や高齢化により雑草等の手入れができないなどの状況もあり、適切な管理ができず放置され、地域における衛生面や安全面の悪化が懸念される状況も生まれています。

市民の方からも要望の声が多数寄せられています。雑草や樹木等は、その土地の

所有者に管理責任が生じます。そのため原則として、所有者以外の人が剪定や伐採をすることはできません。他人の土地に生えている雑草を無断で抜くことは、土地の所有者の権利を侵害する行為に当たり、民法では、他人の土地に無断で行動を起こすことは不法行為として扱われることがあるため、雑草を勝手に抜くことは違法となります。土地の所有者または管理者の方が除草や剪定を行い、適切に管理していただかないと、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼします。

そこで、市内には、所有者によって管理されず、周辺の住環境に悪影響を与えている空き家や空き地、また休耕田などが多いと思いますが、市民や自治会の方からの相談があった件数について、直近3年間の件数をお聞きをいたします。

2つ目は、岩出市空き地の雑草等の除去に関する条例があります。雑草等除去勧告、雑草等除去命令を行うのですが、対策を講じた件数とその対応方法について、また休耕田などの対策、対応についても答弁を求めます。

3つ目は、条例には雑草等除去委託申請書があります。雑草の除去委託制度の概要と直近3年間の活用実績についてお聞かせください。

○玉田議長　ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　市來議員ご質問の空き地などの雑草等に対する適切な管理についてお答えします。

1点目の直近3年間の相談件数につきましては、令和4年度79件、令和5年度77件、令和6年度86件です。

2点目の対策を講じた件数につきましては、相談件数全てに対応しており、令和4年度79件、令和5年度77件、令和6年度86件です。

また、その対応方法につきましては、まず市民からの要望を受け付けし、次に要望のあった空き地の管理状態を現地で確認し、適正に管理されていなければ土地の所有者を調査し、指導、助言もしくは文書による勧告を実施し、それでも管理がされていなければ措置命令を実施しています。

3点目の雑草の除去、委託制度の概要につきましては、空き地の所有者等は、自ら雑草等が繁茂したまま放置されている状態を除去することができないときは、市に委託することができ、委託について必要な経費は所有者の負担とし、市に納入するというものです。

また、直近3年間の活用実績につきましては、令和4年度25件、令和5年度19件、令和6年度18件となっています。

○玉田議長 農業委員会事務局長。

○西上農業行政委員会事務局長 市來議員ご質問の2番目、空き家・空き地などの雑草等に対する適切な管理について、にお答えいたします。

農業委員会では、雑草の繁茂等で周辺に悪影響を与えていたる農地については、農地法に基づき土地所有者宛てに耕作の再開や農地の貸借を呼びかけることにより、耕作放棄地の解消を目指し、農地の農業上の適正かつ効率的な利用の確保に取り組んでいます。

1点目、直近3年間の相談件数は、についてですが、令和4年度は16件、令和5年度は27件、令和6年度は22件となっております。

次に2点目、対策を講じた件数とその対応方法は、についてですが、件数は相談件数と同じとなっております。対応方法は、依頼や相談を受けた後に事務局で現地確認を行い、所有者宛てに通知文を発送し、適正な管理を促しております。その後の状況については、農地利用最適化推進委員とともにパトロール等を実施し、注視しております。なお、近隣農地の営農に支障がある場合には、行政代執行も実施が可能なことから、今後については、通知の際も、所有者が雑草を繁茂させてはいけないという抑止効果が上がるよう実施してまいります。

次に3点目、雑草の除去委託制度はありません。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 相談件数と市が対応しているという件数は、ほぼ同じだと思うんですが、その中で、すぐに対応していただけるケースとなかなか除去に至らないケースというのはあると思うんです。市としては、ちゃんと対応してくださいねと市民には、多分所有者の方に促していますということは、この件数だと思うんですね。

ところが、実際やってくれるかどうかというのは所有者の問題になります。そこで、しっかりとやっていただけている場合と、委託される場合もあると思うんですけど、やっていただかなかった場合、その場合はどのように対応していますか。

いろんな状況から、勧告等々もやっていただいているんですが、それでもなおかつやらない場合の対策というのは、どのようにやっておられるのかというのをお聞きしたいと思います。

この委託制度、休耕田の場合も、委託制度は関係ないという形になると思うんですが、その場合、休耕田の場合も、除去に至らない場合に対する対応策はやっているのかという点をどのようにされているのかというのをお聞かせください。

実は、業者を探すに当たっても、高齢化など、どこに委託をしたらいいのか、市にももちろん委託をしてくれたらいいよということなんですが、実際には自分で探そうとされる方もいらっしゃいます。その場合、どの業者を使ったらいいのかというのが分からぬことが多いこともあるんですが、そうした業者を探す場合に困らないように、市の業者を、言うたらお知らせするなり、こうしたことの考え方というのはあるのか、やっているのかについて、お答えください。

あとは時期、例えば市民が言ってくる時期というのは、多分、今の暑い時期に向けて相談件数が増えてくると思います。やっていただく方には、夏の暑いときに、そういう通知が来られて、当然やらなきゃならないのは分かっているけども、暑い中やるのが大変だというふうな声を聞いたことがあるんです。やっぱり繁茂するということは、ただ時期的には、6月、4月ぐらいの時点から始まつてくると思うんで、早い時期から管理をしていただくということが大事だと思うんです、土地の持ち主には。こうした形では、しっかりと啓発活動を行うということが重要だと考えますが、その点についてお聞かせを願いたいと思います。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長　市來議員の再質問にお答えします。

まず1点目、解決に至っていない対応についてということでございます。まず、対応されていない部分に対する対応は、については、解決に至っていない件につきましては、指導、助言や文書による勧告、措置命令を行つても反応のない土地、所有者であり、市といたしましても、電話連絡や自宅訪問するなど、対応を行い、空き地の現状を土地所有者に伝えることが重要であると考えていますので、引き続き粘り強く取り組んでいるところでございます。

雑草時期に対する時期等につきましても、4月から6月、秋、夏の初めについて相談件数があり、そのときに通知を行い、そのときに対しても年間を通じて、土地所有者に対しては管理するように、文書の中にも、啓発、周知しているところでございます。また、年間の定期的な管理という部分についても行つていけるように伝えているところでございます。

すみません。あと管理施策でも事業所と業者が分からぬという部分につきましては、電話等で問合せがあった場合に、複数の業者を紹介させていただいたりしてございます。

○玉田議長　農業委員会事務局長。

○西上農業行政委員会事務局長 市來議員からの再質問にお答えいたします。

休耕田で、通知後、所有者が対応困難な場合はどうしているのかというところで  
すが、所有者から依頼があれば、シルバー人材センターや岩出市内の草刈り業者を  
案内して実施してもらうように促しております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 問合せがあったら、業者のこと 등을伝えているというふうにおっしゃって  
るんだけど、それって問合せがないとできないものなのかなというふうに思うんで  
す。言うたら、自分でできない、どこに業者に委託したらいいか分からへんという  
場合ってあると思うんですけど、すぐに対応できるようにしようと思ったら、市内  
の業者というのを一覧表とかあれば分かりやすいなと思うんやけど、その辺について、  
言うたら、すぐにお知らせする中身に入れておくとかということについてはできませ  
んか。

今、問合せがあったら言うてますという話だったんで、最初からそれやってくれたらええんちゃうんと思ったんですけど、どうでしょうか。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部次長。

○牧野生活福祉部次長 市來議員、再々質問にお答えします。

問合せがあれば紹介しているというところで、一覧表等にもということですが、  
そもそも通知の際に、雑草の委託制度については周知しているところでございます。  
その中で、自主的な対応がそもそも第一というふうに、重要であると考えておりますので、問合せ等があればお答えしているというところで、まずは最初には、委託  
制度の概要、それについては周知してございます。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いいたします。

市來利恵議員。

○市來議員 防災対策（福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定）について質問  
を行います。

近年、日本では大規模な台風や豪雨、地震などの災害が毎年のように発生し、こ  
れまでの想定を超える被害が続いています。日本の災害対応は、多くの犠牲と困難  
の経験の上に成り立っています。福祉避難所や要配慮者支援に関しても、過去の大  
規模災害から得られた教訓が、制度改革や対策の見直しにつながってきました。

東日本大震災では、多くの要配慮者が一般の避難所での生活に困難を來し、福祉避難所の必要性が改めて認識されました。しかし、実際に開設された福祉避難所でも様々な問題点が浮き彫りとなり、この経験は、平成25年の災害対策基本法改正につながり、指定避難所や基準明確化や市町村による指定の義務化などが盛り込まれました。

平成28年の熊本地震では、障害のある子供たちが指定避難所に行けず、家族が車中泊を余儀なくされたり、インフラが整わない中で、在宅避難を続けたりするケースがありました。熊本市では、特別支援学校を災害時に福祉避難所として活用し、在校生や地域の障害児とその家族が直接避難できる協定を結ぶといった動きが見られました。

平成元年の台風第19号では、広範囲での浸水被害により、高齢者施設などからの避難が課題となり、避難情報の伝達方法や避難誘導の在り方が問われました。この災害を受けて、令和3年に災害対策基本法等が改正されました。避難情報の一本化、避難勧告の廃止、避難指示への統一、市町村による個別避難計画作成の努力義務、福祉避難所の対象者を特定して公示できる制度の創設などが盛り込まれました。

さらに、令和6年能登半島地震では、高齢化が進む地域での被害が甚大となり、避難所の環境改善、在宅避難者や車中泊避難者への支援の必要性、継続的な生活再建支援の重要性が浮き彫りとなり、国の防災基本計画には、災害応急対策における福祉的な支援の必要性が明記され、避難所以外の避難所への支援体制強化などが盛り込まれた法改正が5月に行われております。

大規模自然災害において、高齢者や障害のある方など、特別な配慮を必要とする方々への支援は喫緊の課題です。一般の避難所での生活が困難な要配慮者を対象とした福祉避難所の重要性が増す一方で、その実効性には依然として大きな不安が指摘されています。

今後の防災・減災対策について、福祉避難所の確保と運営方針、課題に対する理解を深め、備えるために質問を行います。

先ほども述べたとおり、災害対策基本法が令和3年に改正され、福祉避難所の確保・運営ガイドラインを改定しています。現状の計画はどのようにになっているのかお聞きします。

まず1つ目は、指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示はどうかについてです。受入れを想定しない被災者が避難してくる懸念に対し、指定福祉避難所の指定促進を図る。指定避難所について、指定福祉避難所を指定して、一般避難所と

分けて指定し、公示する。このような形になっておりますが、現状はどうでしょうか。

2つ目は、指定福祉避難所への直接の避難の促進です。要配慮者が日頃から利用している施設へ直接の避難を促進する。これについてもどのような計画になっていますでしょうか。

3点目は、避難所での感染症・熱中症・衛生環境対策、感染症や熱中症対策について、保健・医療の分野でどのように今現在なっておりますでしょうか。

4点目は、緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化について答弁を求めます。

○玉田議長　ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○広岡総務部長　市來議員のご質問、防災対策（福祉避難所の確保・運営ガイドラインの改定）の1点目、指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示についてお答えいたします。

指定福祉避難所の指定及びその受入対象者の公示については、国の福祉避難所の確保・運営ガイドラインが令和3年5月に改定されたことにより、令和3年8月26日付で総合保健福祉センター及び地区公民館7か所の計8か所について、要配慮者、身体障害者等を受入対象者として公示しております。

2点目、指定福祉避難所への直接の避難の促進についてお答えします。

障害のある人等の要配慮者につきまして、発災した場合、近くの避難所へ避難していただき、命を守る行動を取っていただくことが基本と考えますが、岩出市防災マニュアルにも記載している各福祉避難所への直接の避難も可能しております。

取決めでは、避難所において一般の避難者の方と生活空間を隔離したスペースを確保することになります。多くの方が避難してくる中には、多様な配慮を必要とする方々が少なからずいらっしゃることを避難者の皆様にお知らせし、ご理解をいただけるよう、避難所運営の広報に努めてまいります。

次に3点目、避難所の感染症・熱中症・衛生環境対策についてお答えします。

大規模災害時、多くの避難者が避難所に押し寄せるこにより、体育館等が避難者で過密状態となります。衛生環境の悪化による熱中症や感染症リスクが高くなるなどしますが、マスクの着用のお願い、手指消毒液の配置、段ボールパーテーションの配置による一定の空間の確保、大型扇風機による換気、レンタル業者との協定によるスポットクーラー等での温度調整などを行い、対応してまいります。また、

避難所での暑さ対策を含めた健康管理は重要な課題であります。那賀医師会等との連携を密にし、避難所巡回等による健康状態の把握を行うなど、避難生活の改善に努めてまいります。

○玉田議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市來議員の3番目のご質問の2点目と4点目についてお答えいたします。

まず2点目、指定福祉避難所への直接の避難の促進は、についてですが、市では在宅で生活する要介護3から5の認定者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の各所持者、それから指定難病、特定疾患等の方などの避難行動要支援者について、個別避難計画の作成を進めております。

個別避難計画とは、自力で避難することが困難である方や、何らかの支援が必要である方が、災害発生時、誰が支援し、どこに避難するのか、また避難について必要な支援など、あらかじめ計画に決めておくものです。

令和7年8月末時点で、避難支援者等関係者への名簿情報の提供に同意している方377人のうち312人の計画は作成済みです。避難先については、個別避難計画作成の際に、指定福祉避難所への直接避難も含め、どこに避難をするのかを本人の希望優先し、確認しています。まずは最寄りの避難所へ家族とともに避難される方が大半ですが、医療的ケアが必要な場合など、指定福祉避難所への避難が難しい方については、日頃から利用している施設に直接避難できるよう調整を行っているところです。

続いて4点目、緊急防災・減災事業債等を活用した指定福祉避難所の機能強化は、についてですが、ここで言う機能強化は、社会福祉法人等の指定福祉避難所における防災機能の強化に係る施設整備に対しまして、市が単独で補助する場合、活用できるというものです。

高齢者福祉施設等の防災・減災対策推進につきましては、活用可能な国の施設整備交付金が別にありまして、補助額内であれば、施設の持ち出しがない事業もあるため、緊急防災・減災事業債を活用した機能強化に係る相談は現在のところございません。

○玉田議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 今回質問を取り上げたのは、市民の方からの相談が寄せられた件です。

化学物質過敏症の患者さん、災害が発生し、避難をするにしても、化学物質過敏症

の場合は、一般の方の避難とは全く違ってくること、自治体が準備してくれる一般的な避難所には行けないということでした。一般の支援物資も使えない、食べられない、物資受け取りの列にも混んでいる場合などは並ぶことが困難、一般の方にとつては何ともないレベルの超微量の化学物質によって体調が悪くなってしまう病気だからです。

熊本地震でも、災害時は、家屋が壊れても集合避難場所に行くことはできず、支給される支援物資に対しても症状が出てしまい、衣食住全ての分野で生活維持が非常に困難になったなどのお話をありました。そこで、岩出市の防災対策って一体どうなっているんですかとの不安の声だったんです。

今聞いた中で、今現在、岩出市の避難行動要支援制度などなどは、取りあえず在宅でいらっしゃる方や介護を受けておられる方はもちろんのこと、手帳を持っておられる方など、そういった方が多いかと思います。災害時に自力で避難することが困難な市民が対象となっておりますが、自力で避難や移動ができるが、病気や障害などによって一般の避難所生活が困難な要配慮者、この方たちにどうするかということを考えていきたいと思います。

まずは1つは、登録制度、言うたら、自力では行けるけども、そこに入れないとといった形を知りたいという意味では、登録制度の考えはないかということです。

また、化学物質過敏症に対応できる避難所としても、福祉避難所の中に位置づけるべきだと考えますが、その点についての市の対応もお伺いをしたいと思います。  
以上です。

○玉田議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長　市來議員の再質問にお答えいたします。

化学物質過敏症の人など、一般の避難所に避難できない方がおられて、それについて登録制度とかの考えがないのかと、市として受入施設を整備できるのかというような質問だったと思うんですけども、市としての受入施設となると、例えば福祉避難所となる総合保健福祉センターや公民館の1室を確保するなどの対応が考えられますが、発災直後は多数の避難者による混乱が予想されるため、個別の案件については、できる範囲での対応となります。

そのために、現時点においては、具体的な対策を提示するのはちょっと難しいと考えますが、まずはどのような対策が有効であるか、当事者の方々のご意見もお伺

いしながら、登録制度とか、受入体制ができないかというようなことを関係部局と連携の上、調査研究したいと考えております。

○玉田議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 当事者から話を聞いていくことだったんですが、1点、宮城県の名取市では、化学物質過敏症向けの避難所が位置づけられています。これはやっぱり何度も何度も当事者と話合いを重ねながら、実現を可能にしたという形なんです。人への支援を進めるためには、まず病気や障害、アレルギー患者などの必要な配慮や設備について、当事者とのやり取りをしながら、災害に備える、防災計画を立てることが大変重要だと考えます。

このやり取りで、自助や共助の範囲、個別に備蓄が必要なものも、本人たちにとっても再確認をしやすいというのがあります。そうした意味で、しっかりと知ることというのが重要ですんで、情報をつかむためにも、登録制度と併せて、本人さんと話を進めていっていただきたいと思っていますんで、その点について再度確認のために、もう一度答弁をお願いします。

例えば、今現在、独自の避難所が位置づけられない場合、県内に1か所だけでもいいんですよ。というのは、こうした施設があるということを熊本県ではそういった施設があるんですが、こうした形で、避難が全くどこにもできないという状況があるのでなく、行きたいけど行けないと、言うたら避難できない状況なんですね。こうした意味では、県にこうした市民がいらっしゃるということをしっかりと言っていただいた上で、県としても対策を講じられないのかということを声を上げてほしいんですが、その点について、最後お聞きをいたします。

○玉田議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市來議員の再々質問についてお答えいたします。

まずは、どのような対策が有効であるか、当事者の方々にご意見をお伺いすることが一番だと考えております。その上で、市では難しいということになりますと、県ということ、市來議員もおっしゃっていただいたんですけども、県の障害福祉の担当者にお話をしたところ、現在のところは、化学物質過敏症の方々についての避難所の整備の予定は、現在のところはないとのことです。

でも、当事者のご意見をよくお伺いした上で、必要であれば必要に応じて、県へ要望してまいります。

○玉田議長 これで、市來利恵議員の3番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。